

2015年に発覚した東

芝の不正会計問題に関しては、さまざま訴訟が行われており、現在もそれぞれの関係者間で司法の場での争いが続いている。少し前的话になりますが、本年3月28日、会社及び株主（株主代表訴訟）が旧経営陣を訴えていた民事裁判での判決が東京地裁より出されました。その判決は旧経営陣5人に対して3億円の支

司法に積極的な会計士の知見活用を

は、①に関してはその違法性を認めるも、②、③はいずれも違法性はないと結論付けられています。②は、会社が将来買い戻すことが条件の部品をその支給時に利益計上する明らかな利益操作であり、不正となる会計基準違反ですが、判決では「少なくとも当時はあり得た会計処理」としています。また、③に関しては「前提となる事実を認める証拠がない」ことからも「前提のではな」であります。

東芝不正会計事件で

異なる判断

払いを命ずるものでした。

不正会計として問題となつた会計処理は、①原発事業を含むインフラ事業での損



愛知淑徳大学
ビジネス学部教授
前田 篤

一方で金融庁は2015年、本件に関して、東芝に対して有価証券虚偽記載（粉飾）として73億円の課徴金納付命令を行い、監査を担当していた新日本監査

法人（現EY新日本有限責任監査法人）に対しても21億円の課徴金納付命令、一部業務停止等の行政処分を科されています。

まえだ・あつし
監査論
会計
実務。慶應義塾大学経済学部卒業。
監査法人伊東会計事務所（現PwC）
を経て現職。1959年生まれ。

失引当金過少計上、②パソ
コン事業でのバイセル取引
(有償支給取引) ③テレビ
事業での経費計上先送りで
あつたのですが、東京地裁
の真逆の判断となつている
のです。

行っています。つまり、今

回の東京地裁の判決は、先般の金融庁の処分とまったく異なります。

かくの経済事件では財務諸表を読み解くこと、いわゆる会計リテラシーは必須のスキルとなります。アメリカ、イギリスの司法では法廷会計(Forensic)

という公認会計士の専門業務があり、司法の場でも大いに活躍していることがあります。日本の司法も公認会計士を積極的に活用し、その知見を利用すべきものと考

えます。

ちなみに上記判決に関し

ては、旧経営陣5人、東芝

の株主双方がその判決不服として控訴しています。